

分電盤改修に関する仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、分電盤改修に適用する。

2 概要

資機材を設置するために必要な分電盤改修作業

3 履行期限

令和8年3月19日（木）

4 作業内容

(1) 日程

作業実施日は、契約日から令和8年3月17日（火）までの間のいずれかの日で実施すること。

(2) 本館北5階解析研究室内分電盤改修

本館北5階解析研究室内の分電盤内に既設されている分岐遮断器の1つの出力電圧を100Vから200Vに変更すること。設定を変更した分岐遮断器から電線5メートルを配線し、終端にコネクタを設置すること（別添図参照）。

5 一般共通事項

(1) 遵守事項

ア 作業に際し必要となる機材は、請負者が準備すること。

イ 履行上必要な作業であり、本仕様書に記載されている事項に付随した作業については、警察大学校担当者の指示により請負者の負担において行うこと。

ウ 作業に際して、既設物その他現用施設及び機器等に損傷を与えないよう、十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、警察大学校担当者に速やかに報告するとともに、請負者の負担において早急に復旧させること。

なお、警察大学校担当者と十分な協議を行い、連絡を取り危険防止に留意すること。

エ 作業中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに警察大学校担当者に報告すること。

オ 作業日時は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く日の9時00分から17時00分までの間に実施すること。

カ 作業中は、警察大学校の業務に支障を与えないよう、十分留意すること。

(2) 作業現場の管理

ア 作業実施中は、火災・事故等が起こらないよう十分注意し、喫煙については指定の場所で行うこと。

イ 指示された場所以外には立ち入らないこと。

(3) 提出書類

作業完了報告書

1部

(4) その他

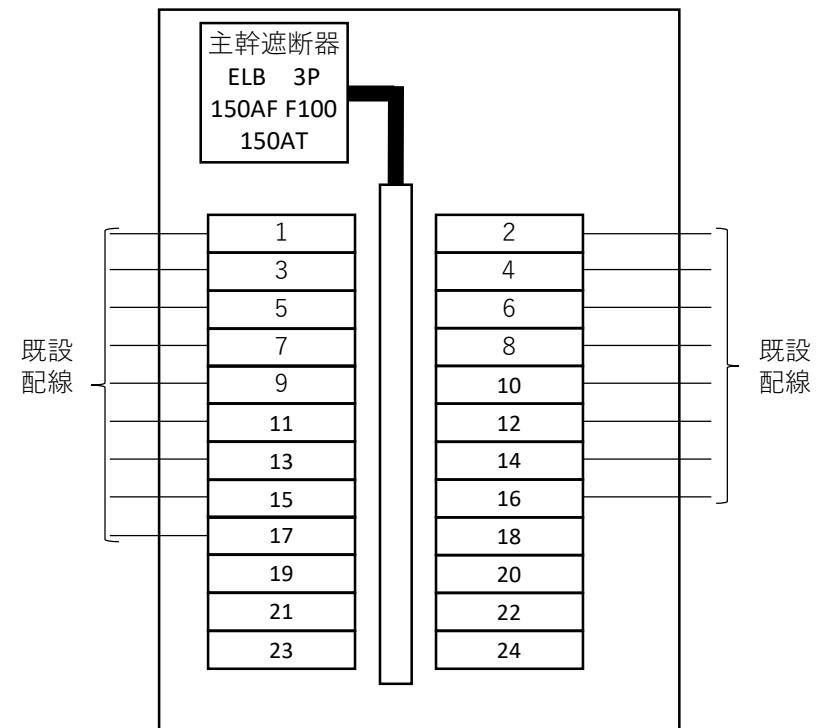
本契約を履行するに当たり必要となる費用（光熱水費を除く）はすべて請負者が負担すること。

6 検査

- (1) 作業終了後、作業完了報告書を警察大学校に提出し、当校の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- (2) 検査実施にあたり仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査職員の指示に従うこと。

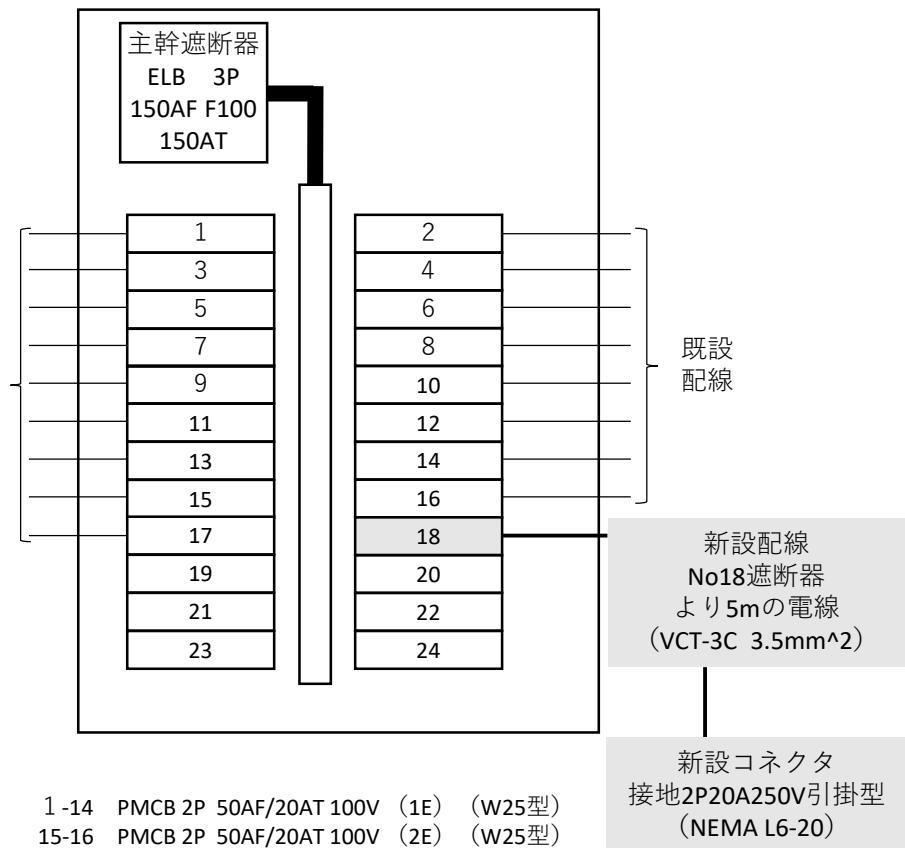
図 分電盤改修内容

【電灯分電盤の現状】



1-14 PMCB 2P 50AF/20AT 100V (1E) (W25型)
15-16 PMCB 2P 50AF/20AT 100V (2E) (W25型)
17 PMCB 2P 50AF/20AT 200V (2E) (W25型)
18-20 PMCB 2P 50AF/20AT 100V (2E) (W25型)
21-24 ブランク (W25型)

【施工後の電灯分電盤】



1-14 PMCB 2P 50AF/20AT 100V (1E) (W25型)
15-16 PMCB 2P 50AF/20AT 100V (2E) (W25型)
17 PMCB 2P 50AF/20AT 200V (2E) (W25型)
18 PMCB 2P 50AF/20AT 200V (2E) (W25型) ※プラグ位置変更
19-20 PMCB 2P 50AF/20AT 100V (2E) (W25型)
21-24 ブランク (W25型)

新設コネクタ
接地2P20A250V引掛型
(NEMA L6-20)